

農業後継者養成の課題と高等学校農業教育の目標について

大河内 信夫

はじめに

1990年の農業センサスによると、基幹的農業従事者¹⁾のピークは、60歳以上64歳以下の層にあることを示している。そして、基幹的農業従事者の年齢が60歳以上の占める割合が、1975年の24.3%から1990年には46.0%へと増加してきた²⁾。昭和一ヶタ生まれ世代の農業者のリタイヤが現実のものとして、日程にのぼりはじめており、農業後継者の確保が緊急の課題であることを示している。

戦後の教育改革で誕生した新制高等学校（以下、高校とする）では、「昭和二十四年度用 学習指導要領高等学校農業編（暫定試案）」（以下、「暫定試案」とする）が自営者養成を目標の一つとして掲げて以来、高校農業教育は、農業後継者を養成する目標を自明のものとして掲げてきた³⁾。

1950年代後半からの高度経済成長は、農村からの人口流出と、新規学卒の就農者数の減少となってあらわれた。1961年制定された農業基本法（以下、農基法とする）は、農業を産業と位置づけ、農工間所得格差の是正（所得政策）、農業の近代化と合理化（生産政策）、農業構造改善（構造政策）の三つ政策の柱からなる戦後の農業政策の転換点であった。この農基法には、「国は近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者の養成及び確保」（第十九条）を規定している。そして、1962年頃から農業後継者の問題が農政の重点課題として取り扱われるようになった。

中央産業教育審議会は1964年4月10日に「高等学校における農業自営者の養成および確保のための農業教育の改善方策について」を答申し、1964（昭和39）年度を初年度として鳴りもの入りで設置されたこの農業自営者養成大型高校は、農業後継者養成の中核と位置づけてられてきた。この農業高校⁴⁾について、浜田陽太郎は「この高校ほどあからさまに、一つの法律公布に対応し、数の確保にまで、その目的を明示したのは、後期中等学校のあり方としては異例ともいえるもの」として「国家政策と農業教育との異常なほど的一体関係」は「戦前・戦後かわることなく、農業教育の基本として」継承されていると指摘⁵⁾していた。こうした高校教育まで巻き込んだ農業後継者確保の施策にもかかわらず農家子弟の高校卒業者の就農者数は、年々低下の一途をたどり、1990年にはついに1,000人にまで減少した。

1992（平成4）年2月総務庁行政監察局は、「全般的にみて、学んだ職業教育に関する知識、技術とは関係の少ない分野へ就職する者の割合が高く、しかも、農業、園芸、畜産の自営者養成学科についてみると非農家の子弟が多く、就農率も極めて低いにもかかわらず、自営者養成学科の定員の縮減は緩慢となっている」⁶⁾と名指しで勧告するにいたった。

この勧告に先立つ1991年の第14期中央教育審議会答申では、「学科制度の再編成」の一節において、「総合的な新学科」を提唱した⁷⁾。これをうけた文部省の「高等学校教育の改革の推進に関する会議」は、第四次報告（1993年2月12日付）で、「普通科及び専門学科と並ぶ総合学科」の設置に関する報告をした⁸⁾。1994年度に、この総合学科をもつ「総合」高校⁹⁾が全国に7校が開校された。そして、1995年度には、静岡県立小笠農業高等学校が農業に関する諸学科を廃止して、新たに総合学科で構成される小笠高等学校に転換した。小笠農業高校は、農業自営者養成大型高校の一つであったことからすると、この転換は農業高校が掲げてきた農業自営者養成という目標の破綻を意味する象徴的な出来事といえる。

高校卒業者の就農者数減少の問題は、農業学科への入学者の「学力」低下および非農家出身者の増加とも関連して、かなり以前より指摘されていた。農業高校の就農者数が低下した現象は、日本の農業政策のなかでの農業後継者（担い手）問題とこれまでの高校における農業教育が内在している問題を明らかにしなければ、根本的な解決の糸口は明らかにならないと思われる。

高校教育の目標の一つが、学校教育法にある「社会において果たさなければならない使命の自覚に基き、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め専門的な技能に習熟させること」（第四十二条第二項）ことからすれば、「将来の進路を決定」させる前の入学時に、「出口」である限定された「農業自営者」を目標として定めることは、高校教育としてはたして妥当であるのか疑問が残る。

本稿では、「職業選択の自由」と「農業自営者に要請される能力」との視点から、現代の農業高校の教育が、農業自営者養成という目標の持つことの是非について検討する¹⁰⁾。

浜田陽太郎が指摘したように、農業分野ほど国の政策との緊密な関係を示す教育問題はないといってよい¹¹⁾。したがって、教育学関係者だけでなく、農政学研究者、農政ジャーナリズム関係者や農村社会学研究者からも、多岐にわたる農業教育問題に対する見解が表明されてきている。本稿では、すべての文献に目を通すことはできなかったという限界があったことをはじめに断っておきたい。

1. 新規就農者の動向と特徴

新規に就農する場合の形態には、大きく3つのタイプに分けられる。第一に、「農家の子弟であって学校を卒業した後、直ちに主として自営農業に就農」する場合で、新規学卒就農者である。第二に、「農家の子弟であって他産業に勤めていた者のうち、その勤めをやめて主として自営農業に就農」する場合で、離職就農（あるいはUターン就農）という。最後に、「農業以外の分野から新たに農業経営を開始した」場合で、新規参入と呼ばれるものである¹²⁾。

農林水産省「平成6年度農業の動向に関する年次報告」（以下、「農業白書」とする）によると、1993年の新規学卒就農者は31,000人であるが、専業として就農した人数は1,800人であり、残りは兼業就農であった¹³⁾。

第1表は、農林水産省「農業構造動態調査報告」によって、1988年より1992年までの5年間につ

第1表 農家子弟の学歴別新規学卒者の就農状況

区分	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年
中学校卒	0.3	0.0	0.0	0.1	0.0
高等学校卒	2.1	0.9	1.0	0.7	0.7
うち農業高校卒	1.0	0.5	0.5	0.4	0.4
短大・大学卒	0.2	1.2	0.8	0.9	0.3
農業大学校等卒	0.8				0.6
総数	3.5	2.1	1.8	1.7	1.7

(農林水産省「農家構造動態調査報告」より作成)

いて農家子弟の新規学卒者の就農状況をを学歴別に示したものである。この表によると、1992年の農家子弟の農業高校卒業者の就農者数はわずか400人、新規学卒就農者の23.5%にあたり、高校卒業就農者の6割にもならない。「農業高校」を卒業して就農した人数は、高等教育機関卒業者の就農数900人の半分にも満たない。さらに農業大学校等を卒業した就農者数(600人)が「農業高校」卒業者よりも多い。これらの数値から、就農に対する高校農業教育(一般的には、農業高校の教育)の存在意義が問われる理由の一つになっている。

新規就農者には、学校、教育施設を修了して直ちに就農する者だけとは限らない。先の「農業白書」から、新規就農者(専業農家)数に占める割合が最も高いのは、Uターン(離職)就農である。前述の新規学卒者の「農業に従事した者」の中では、兼業が圧倒的に多く(1993年には29,100人)、農業を主とするUターン就農(専業)者とほぼ同じ人数である¹³⁾。この新規学卒兼業層は、いずれUターン就農の可能性をもっているという点から、注目されてよい。この数値は、文部省「学校基本調査報告」からでは明かにならない数値である。

これまで教育関係者があまり注目していないUターン就農者数は、1965年から1985年までだいたい10万人から9万人の間で推移していたが、1985年から1989年の間には、89,100人からの26,600人へと急激な減少を示した。とくに、34歳以下のUターン就農者および34歳以下の男子就農者の割合が極端に少なくなっていた。1980年代後半から1990年代のUターン就農者は、2万ないし3万人の間で比較的安定して推移している。「農業白書」では、「家業の世襲のために学卒後、直ちに就農するというこれまでの代表的な就農経路が後退し、一旦、他産業に従事したのちに父親等のリタイヤを契機に就農するというパターンが主流になってきた」¹⁴⁾と分析している。

農林水産省は新規参入者のための新規就農ガイドセンターを1987年に開設した。これまでの就農事業が、農家のみを対象にしてきたことからすると画期的な転換である。現状では、新規参入者は1993年に173人と、まだ少数であるが、就農相談件数および就農相談者数は年々増加して1993年には延べ3,407件となっている。少なくとも潜在的な就農希望者が農家以外に多く存在していることを示している。また、これまでの農家経営感覚と異なった、消費者の動向に敏感な農業経営をめざす農家が生まれる可能性をもっている。このまま推移すれば、新規参入者は農業高校新規卒業者の就農数を上回ることになることは確実である。

また、新規参入の関連して、全国農業会議所が首都圏8大学、北海道3大学、鹿児島県1大学の農学部にある農学科、畜産学科、園芸学科、農業経済学科、拓殖学科に在籍する3、4年生3,200名を対象に行った就農意向調査の結果では、「農業をやるつもり」、「条件があれば農業をやってみたい」と回答した就農意欲のある学生が1,009人（対非農家出身者比41.9%）である¹⁵⁾。1987年度の全国の大学農学部および短期大学農業部にある上記の5学科に在籍する学生は、29,307人である。この学生たちの中で就農意欲をもつ者が同じ比率で存在すると仮定すれば、12,000人いることになる。将来の職業選択を意識せず（できず）に入学する者が多い高校生よりも、卒業後の進路を自覺的・自立的に考えられる状況にある大学生・短大生の方が意欲ある「産業としての農業の後継者」を期待できるように思われる。

「農業白書」では、新規就農者の農業経営に対する実感を、Uターン青年、新規参入者とも「農業所得が少ないと」「労働時間が長いこと」「労働内容がきついこと」を消極的評価としてあげているが、努力の成果が「報われる」ことを積極的に評価している。そして、総合評価としては「良い点が多かった」としていた¹⁶⁾。

農林水産省の「平成5年新規青年就農者等緊急調査報告」（以下、「報告書」とする）は、就農者の動向と動機など、これまで行われていなかった実態調査として、重要な資料を提供している。「報告書」によると、新規学卒者とUターン就農者の多くが「農地の継承など家の事情」という動機であることを除けば、新規就農者に共通する動機は、「時間が自由にとれる」、「自分で工夫できる農業が好きだから」、「収益性が高く、将来性がある」が高い割合を示している。新規参入者では「有機農業、無農薬農業等をやりたい」という理由が多い点が、新規学卒（農家子弟）、Uターン者ときわだった違いをみせている。いずれにしても、多くの新規就農者は、農業に対する職業としての機能に、後述する「生計の維持」以上のものを求めていることがわかる。

この傾向は、農業青年だけがもつ特徴ではないことは、労働省が1989年に実施した東京、大阪、名古屋の「新規学卒者の労働観・余暇観」の調査結果からもわかる¹⁷⁾。この調査結果によると、仕

第2表 青年農業者等が就農以前の農業関係の経験（複数回答）(単位：%)

	学 校		農業に関する研修	就農以前の勤務		
	農業関係の学校	農業関係以外の学校		自営農業以外の農業生産法人等	他産業の農業関連	他産業の農業関連以外
新規就農青年	70	36	73	—	—	—
新規学卒就農青年	83	25	25	—	—	—
Uターン就農青年	49	55	12	4	26	73
新規参入者	35	64	26	9	20	71

（農林水産省「平成5年 新規青年就農者等緊急調査」より作成）

注：1) 調査対象は、平成2年～4年の新規学卒就農青年・Uターン（離職）就農青年6,244人、新規参入274人である。

2) 新規学卒就農青年及びUターン（離職）就農青年については、34歳以下の者を対象に調査。新規参入者については、年齢制限はしていない。

事に対する意識では、「どんなに仕事がきつてもやりがいの感じられる仕事をする方が良い」とする高卒者が68.6%、大学卒業予定者は75.5%を占めている。「自由時間を減らしても、より多くの収入を得たい」という所得志向派が、高校卒業予定者が43.1%と最も高く、大学卒業予定者の26.4%、短大高専卒業予定者24.5%ときわだって違っている。全体的には農業青年と変わらない、「やりがい」と「生計の安定」を求めている。

第2表は新規就農者が就農以前の学校、勤務等の状態について示した。新規学卒就農者の多くは、農業関係の学校に在学した（82.8%）と答えているが、Uターン就農の場合、55.1%は農業関係以外の学校と答えている。新規参入者の場合には、農業関係以外の学校の割合がさらに高く63.8%に達している。「文部省系統や農林省系統の教育は、専業農家だけを対象にし、兼業農家は対象外」¹⁸⁾としてきた“成果”が、Uターン就農者と新規参入者に「農業関係の学校」が少ないとという結果として、みごとに結実しているといえるのではないであろうか。しかも、就農以前の勤務先は、Uターン就農者と新規参入者とも7割以上が「他産業の農業関連以外」から離職して就農している。

第3表は就農に係わる技術等の習得方法についての調査結果である。新規学卒者が就農前の技術習得の方法を「農業関係の学校・大学等の指導」としている点は、期待される通り多いのであるが、就農後には、学校関係の指導は、5%にも満たない。3つの新規就農形態に共通して、就農後に「農業関係の学校・大学等の指導」をうけることが極端に少ない。地域との関係がもっとも緊密と考えられる農業教育が、実は地域の農業と連携をもっていないことを示す典型的な事例であろう。当然のことながら、農業改良普及所等の公的機関や農協等の農業関係機関は、就農後に「技術習得」の役割を増加させている。

新規学卒者およびUターン就農者の場合、就農前の技術習得等は「農業関係の学校・大学等の指導」の次に「家の農業経営への従事」によって行われている。就農後の技術習得は、「家の農業経営への従事」によって多く行われることを示している。現代でも農業が、家業であることを示す事例であろう。

第3表 就農に係わる技術等の習得方法（複数回答）(単位：%)

	新規学卒		Uターン		新規参入	
	就農前	就農後	就農前	就農後	就農前	就農後
農業改良普及所等公的機関の指導	5.8	42.2	7.3	39.6	14.2	42.9
農協等の農業関係機関の指導	3.4	35.0	9.7	42.0	9.7	30.2
農業関係の学校・大学等の指導	77.1	4.5	38.7	3.0	22.0	2.6
農業関連会社の指導	1.5	6.7	7.6	8.5	9.7	9.7
国内外の実習・研修	24.8	11.9	12.2	8.5	28.7	6.3
先進地農家視察	14.1	27.4	10.3	28.9	19.4	29.9
家の農業経営への従事	30.9	66.8	35.0	61.0	6.7	19.4
近隣農家等の指導	3.0	20.1	7.8	28.5	19.4	42.9
研究グループで勉強	2.7	23.6	3.4	24.1	7.5	16.8
その他の	0.3	1.0	1.4	1.8	11.2	11.2
特に技術を習得しなかった	8.3	3.4	27.1	4.0	21.6	5.6

「家」による技術習得等ができない新規参入者の場合、就農後に農業改良普及所等の公的機関、農協等の農業関係機関、近隣の農家等の指導を仰ぎ、先進農家の視察など多様な技術習得の機会を作っているように思われる。

新規就農者の定着（裏を返せば離農）に関する全国的な調査は、管見の限り行われていないようである。中野哲二によると、1964年に鹿児島県で新規就農した中・高校生の定着率を調査した結果、「全般的にみると中学校卒業で就農した者の定着率は50%、高校卒業生の就農定着率は75%で」あり、「農業後継者も流動性が強いことを無視しては、農業後継者対策の樹立はできないのである」と指摘していた¹⁹⁾。内山政照は、1979年3月卒業した新規学卒就農者について学校別・経営規模別の就農率と1年後および3年後の定着率を調査している。これによると就農3年後の定着率は、平均値が68.4%に対して農業高校以外の高校を卒業したものは62.1%と最も低く、農業高校卒業者の定着率は66.9%であった。短大・大学卒業者の就農3年後の定着率（74.7%）は、県立農業者大学校等の教育施設修了者の定着率（72.6%）よりも少し高く、高等教育機関卒業者の方が定着率が高いことをしめしている²⁰⁾。

「一般に教育の段階が上昇するにつれて、その人間の活動領域が拡大し、同時にそれは知的専門職を指向する」結果になる。すなわち「知的向上を図る学校は、常にその人間の能力に応じた移動の可能性を大にしようとする役割をもっている」²¹⁾にもかかわらず、高等教育機関修了者に定着率が高い要因は、ここでも「あえて農業を選ぶ」という積極的な就農意志を反映した結果を示しているのではないかと思われる。

2. 農業後継者に要請される能力

(1) 後継者という概念

農業後継者の問題は、日本農業のもつ歴史的特殊性に起因する問題でもある。農業生産過程の主要な部分は、大地と癒着した生産手段である田・畠を重要な構成要素として成り立っている²²⁾。したがって、農業技術では、労働対象である作物とともに、農地の維持管理が技術的に重要な問題となっている。

戦後の農地改革以後、日本の農業政策は、農民の農地所有権と耕作権を一体のものとする自作農主義を貫いてきた。1952（昭和27）年制定の農地法では、「農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護」することとした。一方で、農業者の農地所有には「農業生産手段としての農地所有権」と「私有財産としての農地所有権」の二重性格を含んでいる。さらに「農地法の農地所有権も、法的には世帯による所有制となっている」ことから、「自作農主義」とは「自作農家主義」にほかならないわけで、戦前の民法によって規定された家長制は廃止されたにも関わらず、農家においては、農地所有権が直系家族制を補完する役割をもってきた²³⁾。農業後継者問題は、人材養成だけではない土地所有制度と関連した歴史的背景が内包されている。

「農家のあとつき」という意味には『第1に産業としての農業の後継者。第2は、家産（資産）の相続と農業を家業とする後継者。第3に“いえ”的後継者という3つの側面』²⁰⁾があるとされている。現在では、農業後継者を新規参入者を含めて、さらに農業経営体の継承者の意味も含んだ広義な意味をもった「担い手」と称するようになっている。

1994年の「新農政」²¹⁾以前の農業政策では、「担い手=後継ぎ」という閉鎖的な枠組みでとらえてきたこと²²⁾から、農業高校の教育も「家業としての後継者」＝「農業自営者」を養成する目標に何の違和感ももたない一因であると思われる。農政の側からは、農業後継者の養成に「農業をやるのだ」という強い信念の教育を期待することになる。しかし、子弟の側からすれば、「家産の相続と農業を家業とする」ことは、本人の能力や意志とかかわらない枠組みであり、「仕方ないから農業をするという傾向」をもつことになる。また、親からすれば、「農業をやるのだ」という強い信念の教育を期待すると同時に、「いずれ就農するので、若いうちは‘外’で経験を」という妥協した対応にもなる。農村の社会構造が崩れた現代においては、第3の“いえ”的後継者は、農地（土地）持ち非自営「農家」となり、農業後継者の位置から離脱したと層となっていくとみなすほうが妥当であると思われる。

いずれにしても、浜田陽太郎が「非農家の人が農業を志し、農業技術を身につけ、農地を取得して農業をいとなもうと、それがりっぱな職業人である限り、わが国の農業にとって、幸せな後継者であっても迷惑な後継者ではない」²³⁾と積極的に評価した、第1の「産業としての農業の後継者」は、農業高校の教育の視野にも対象にも入ってこなかった。現在でも、農業高校では、農家の子弟の入学者数が話題（多くの農業高校の学校便覧には、入学生徒の保護者の職業等が載っている）となるが、親の職業を問題にして教育の基盤の脆弱化や困難性を指摘するのは、農業高校くらいではないだろうか。

(2) 職業選択の自由と農業

「『自分は農業が好きだ』、『農業が天職であると確信している』というだけではあまりに主観的であって、単なる自然愛好者・自然賛美者との区別ができず、それをその人の職業観」²⁴⁾として理解することはできない。

総務省行政管理局「日本標準職業分類」では、職業を「個人が継続的に行っており、かつ、収入を伴う仕事をいう」と定義している。この定義は、実態としての職業の定義である。尾高邦雄は、職業のもつ機能に着目して、職業を定義している。すなわち、尾高邦雄は、第一に「日本標準職業分類」の「生計維持のためになんらかの報酬を得ることをめざす継続的な人間活動」²⁵⁾である「生計の維持」をあげている。第二に、職業は人間社会のなかで営まれる活動であるから、「一定の社会的分担もしくは社会的役割の継続的遂行である」²⁶⁾ことを、第三に、「各人はその社会的役割にたいしてどこまでも独立の人格であり、その社会的役割の遂行は、むしろかれがかれ自身の個性能力を發揮するための手段」²⁷⁾としての機能である「個性の発揮」をあげている。

現代は社会通念の上でも、制度上も、すべての職業は対等・平等の関係におかれ、その選択は個人の自由であることを基本とする。「そのような自由な選択の結果として、自らの個性と能力を充分に發揮させて利益を上げ、その生甲斐を十分に充足させる活動分野として農業に携わっている」³¹⁾ ときこそ、農業は『天職』と呼ぶにふさわしい職業となる。同じ農業に向かい合う人生観といつても、浜田陽太郎が指摘した戦前の被支配層農民に対する「あきらめさせる」教育による人生観や大田堯が報告した、運命への屈従が軸になったあきらめる人生観⁴⁰⁾ とは、あきらかに異なっている。いろいろな職業の中から農業を「選ぶ」ということは、職業選択のうえで主体的な人生観の確立を意味する。

「報告書」の新規就農者の就農動機に「農地の継承など家の事情」を除くと、「自分で工夫できる」「時間が自由にとれる」といった「個性の發揮」を条件として多くあげていることは注目する必要がある。「農業白書」でも、総合評価では、就農して「良かった点が多い」としている理由は、まさに「生計の維持」以上のものを「主体的に」求めて（あるいは求めようとして）選んだ職業だからではないか。前述の「新規学卒者の労働觀・余暇觀」も、それぞれの職業が、自分の一生の職業として、ふさわしかどうかを「やりがい」に込めて表現していると考えられる。これらの結果は、農業に従事することが、職業としてふさわしいと選択される要素をもっていることを示している。

現代では、行政の側でさえ「農村の現状をみると、職業選択の面からみれば、農業と他産業に従事するかは、職業選択の自由が浸透しており、特定の個人を強制的に農業後継者としてはりつけるわけにはいかない状況になってきた」³²⁾ と個人の権利として、職業選択の自由が農村においても定着したという認識をもつにいたっている。

憲法第二十二条では、国民の職業選択の自由を保障している。しかしながら、戦後の農地改革以後の農政が、農業基本法農政、総合農政、新農政と名称を変えてきても、生産手段である「農地をもたないと農民ではない」という意味で「自作農主義」であったことに変わりはない。このことが、他産業と同じ意味での「職業選択の自由」がない状況をつくりだしてきた。農業の場合、離農する自由はあっても就農する自由が非常に狭いこと（実は、農基法の内実はここにあった）に特徴があった。ところで、現在では、新規就農ガイドセンターに年間2,000人を越える非農家出身の人々が相談に来ている。1992年の「新農政」では、こうした新規参入を含めた担い手養成を、課題として取り上げるようになった。こうした非農家の農業の潜在的「担い手」に対する「職業選択の自由」に農政当局がどのように答えるか、さらに農業教育（学校だけでなく）が果たす役割が現代的な課題となっている。

(3) 農業自営者に要求される能力

現代の農業の後継者（担い手）養成を考えるとき、農業自営者として要求される能力を明らかにしなければならない。

ところで、封建制社会では自営者の能力を問題とする前に、私的な「家族経営であっても、その継承ないし維持存続は、村共同体と領主的規制（土地緊縛と貢租の連帶責任）によって、いわば社会的に保証され」³⁵⁾て、農業後継者は「個人の自由」を緊縛した外的規制によって成立していたのである。ところが資本主義社会の下では、労働力の自由な売買の前提条件とした個人の人格的自由と労働力の移動（流動化）を保障するため、家族農業経営の場合は、固有の再生産機能をもつことができなくなる。したがって「資本主義の下で家族経営によって営まれるかぎり、あとつき問題の発生は不可避」³⁶⁾の現象として立ち現れるのである。

八ヶ岳中央農業実践大学の秋山利良は、「農業の担い手として必要な資質は、まず体力、気力、知力、技術力であり、なによりも大切なことは、土地を耕し、作物を栽培し、家畜を飼育する『農業が好きである』ということ」³⁷⁾と述べている。しかし、農業後継者の資質は、これほど単純なものではないはずである。吉岡金市は「農業労働の技術学」の中で、「農業生産諸要素と生産技術の構成」を図示し、農業生産、農業労働、農業経営の3分野から捉えた農業生産技術の学問構造を農業生産の技術学と農業労働の技術学と統合する農業経営の技術学であることを分析していた³⁸⁾。

この吉岡金市の「農業生産諸要素と生産技術の構成」念頭に置くと、七戸長生が「『一人前の経営者』への途」としてモデル化した農業の技術・経営能力を身につけていく過程を理解しやすい。七戸長生は、以下のように4段階で説明している。

第一に、最も端緒的な農作業の見習いないしは作業の補助からスタートして、やがて農作業全般を分担する能力を身につけ、さらに農作業を計画・管理し、これらと連動する形で、各種の生産資材の購入や投入を経営的に計画・管理し、その経営における生産過程全般を掌握管理する「生産過程の管理」の段階、第二に、生産の成果をどのように販売し、収益を上げるかという側面、いわばその経営の経常的な収支状態にかかる側面の運営管理である「経常的資金の管理」、第三段階は、中期、長期にまたがる資本財の購入や土地改良のための資本投下などが、経常的な経営管理と不可分の形で立ち現れてくる「長期的な財務管理」、長期間にわたる相当多額の資金の調達運用に際しては、その借入のためには一定の信用担保が求められているわけであり、家産としての田畠・山林・家屋を相続し、それを保全管理する「財産管理」が最終段階である³⁹⁾。

農業後継者は成長過程にそって、生産過程の管理、経常的資金の管理、長期的財務管理、財産管理という経営管理機能の水準をあげていくと同時に、それらが順次累積していくことによって、経営全体を把握していくことになる。企業経営においては、これらが分業体制による職種と職位によってシステム化して行われるわけである。さらに七戸長生は、有能な農業経営者がその能力を養成・鍛磨していくうえで、多大なエネルギーを持続的に集中させるポイントが3点あると指摘している⁴⁰⁾。すなわち、

- ① 経営に関する広汎なことがらに対する鋭い観察力
- ② その観察したことがらを単に記憶したり、記録したりするだけでなく、それらを因果的に関連づけて整理していく分析力

③ この観察力と分析力を車の両輪のように兼ね備えながら、この両輪を間断なく動かして行動の命題にしていこうとする実行力

吉岡金市の分析した農業技術の基礎になる学問的背景および農業後継者（担い手）が上記の経営管理能力とを身につける過程と3つの養成・鍛磨のポイントを加味すれば、それが学校教育の枠組みに入るかどうかは別として、後継者養成のカリキュラムが可能となるようと思われる。

戦前・戦後を通じて、自営者養成の教育には経営能力をつけるための教育が一貫して欠けているという指摘がある。立派な農業者とは、「優れた経営者であり、優れた技術者であり、優れた労働者である。企業であればこの三者はそれぞれ分担して行われている。しかし、農業者の場合は一人がこの三者を兼ねていなければならない。」「戦後においては優れた技術者という面の教育が行われるようになったが、それでも現行の技術を教えることが中心で、応用能力や新しい技術を工夫する研究心を養う教育にまで至っていないところがある。まして優れた経営能力を養うための教育はほとんど行われていない」⁴⁰⁾ という指摘は、まさに農業後継者養成を目的とした教育が、これまで曖昧にしてきた欠陥の核心をついている。

産業型自立経営を提唱する笛木昭は、農基法の自立経営農家における経営を「所得（売上から経費を差し引いた）というフローの面でしかとらえず、“資本”すなわちストックの面からとらえる視点を欠いていた」と指摘している。さらに、農基法農政下での「一般的に追求された経営の拡大、発展は、農業構造改善事業等による補助金を呼び水に制度資金という借金で生産規模拡大＝売上を伸ばして所得を増大させるというパターン」であり、「必要な初度的資本の自己蓄積の努力や市場開拓など含め資本（ストック）面からとらえた経営の自立化＝持続的発展に結節する真の経営者能力の涵養（かんよう）、蓄積」がなく展開し、基本的な条件の欠落した場面が少なくなかったとも述べ⁴¹⁾、規模拡大による経営の行き詰まりの事例を経営分析している⁴²⁾。これらの事例には、農家の経営者としての未熟さが示されているように思われる。

農業経営では、家族経営の特質である親から子への経営の委譲としておこなわれていくが、企業経営の組織的な養成訓練・向上訓練と違い、親の経営能力によって、訓練の内容と質が大きく左右される。小川太郎が指摘したように、農家の「家長制度」基盤とした教育構造⁴³⁾が養成・訓練の阻害要因となれば、離農ないし2種兼業化とならざるを得ないし、現代では、それ以前に倒産に追い込まれるであろう。行政の側が農民のための養成・向上訓練を、農業政策の枠組みにはめ込むための手段として行うのではなく、経営基盤の確立を保障する手立てとして、「単なる技術教育」ではなく経営能力の養成を目的に行ってこそ、農業後継者の就農を確実なものにする重要な条件の一つになる。非農家出身者が就農をためらうのは、農地を持たないことよりも、資本蓄積とリスクを許されない資本投下に対する「経営の不安」を漠然と感じ、「農業自営者」には幅広い能力が必要であることをよく感じとっているからである。

3. 高校農業教育と自営者養成

(1) 一貫した「農業自営者養成」へのこだわり

「暫定試案」で自営者養成を掲げて以来、農業高校は、農業後継者を養成する目標を自明のものとしてきた。「農業自営者」という直載的な用語は使用されていなくても、就農が農家子弟だけにしかできない状況から、平成元年改訂高等学校学習指導要領の「主体的に農業の発展を図る能力と態度」という記述の中に、「農業後継者養成」の意図が込められてきたとみるべきであろう。

ところで、文部省編「産業教育百年史」は、新制高校発足時の経緯を「旧制の『農業学校』は、新制の『農業高等学校』として、あるいは普通科などを併せ持つ『総合高等学校』として発足した」⁴⁵⁾ とだけ述べ、その存在意味については触れていない。

暫定試案において「自営者養成」を掲げたことを、高山昭夫は「明治以来その課程（著者注：現在の「学科」）の目的が、とかく公務員、団体などの“指導者”養成に傾きがちだった弊を改め、“自営農民の育成”に重点をおいたのが特徴である」⁴⁶⁾ と評価している。たしかに、農地改革前後の国民の45%が農民であった時期に、この目的は功利的には役に立つ意義をもったかもしれない。しかし、当時、自営者養成目的と憲法第二十二条の「職業選択の自由」および学校教育法第四十二条第二項「個性に応じ将来の進路を決定させ」ることの整合性を検討した議論は管見のかぎりはみられない。

佐々木輝雄は、戦後教育改革によって創出された「職業高等学校制度が明確な教育理念あるいは教育課程をもって、実施されたものではな」く、「職業高等学校制度はその存在証明なしに実施されたために、その実施過程においてそれを模索したこと、このことが職業高等学校制度の原型」⁴⁷⁾ と結論づけている。

新制高校が、戦前の「中等学校」をそのまま引き継ぐ、学校種間に何等の共通性をもたない状況を抜本的に改革する目的で、1948年から1949年頃に各県ごとに、いわゆる高校の統廃合が程度の差こそあれ実施された。当時の農業高校をとりまく状況は、食糧難のもとで買い出しを余儀なくされる都市住民には、農民に対するうっ積した感情を醸成させていた。また、農村が食糧増産という社会的使命を担うとしても、一方で民主化の流れの中で、封建的遺制を残す典型として批判の矢面にたたされていた。しかも国民だれもが上級学校へ進める単線型教育体系のなかで、行き止まりの「自営者養成」を目標にかけた農業高校の教育は停滞をせざるを得なかった。昭和22年の学校教育法公布以降、産業教育振興法までに行われた職業教育改革論が果たした役割の中で、「職業教育の存在価値を単に『役に立つ』か否かに矮小化せず、その価値を人間形成的意味を含めて考えようとしたこと」⁴⁸⁾ に農業高校は目を向けることはしなかった。農業高校が、執ように単独校にこだわり、産業教育振興法の成立（1951年6月）とともに単独の農業高校として、つぎつぎと分離独立した経緯がこのことをよく物語っている。この単独農業高校への回帰は、「自営者養成」として農村にとどめる学校の役割を鮮明にしたものであった。

1950年代後半から始まった高度経済成長は、農村からの低賃金労働力の半強制的な吸引によってもたらされたのであるが、その結果は、農工間所得格差の拡大と新規学卒就農者の減少傾向として現れた。農林漁業基本問題調査会答申（1960年5月）では、「経済の発展に歩調を合わせて農業の発展が可能となるような、農業の再建を図る。そしてこのような社会的要請に応えるのが教育の使命である」⁴⁰⁾ 露骨なまでの「教育が産業に従属する」ことを公言した。そして、1961年制定された農業基本法第十九条では、「近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者の養成及び確保」をかけている。1964年中央産業教育審議会は、「高等学校における農業自営者養成及び確保の為の農業教育の改善方策」を答申し、産業教育振興法の補助事項として「自営者養成農業高等学校拡充整備費補助金」が設置された。この中産審答申においても「就農問題」は農家の後継者に限定されていたことはいうまでもない。この農業高校は、それまでの農業高校以上に、さらに特化した「自営者養成」に突き進むことになる。

自営者養成大型農業高校の農業教育方法の特徴は、規模拡大と機械化の「近代化」を標榜しながら、教育の形態は農業経営＝「生活」そのものという古い小農家族経営の概念によって、子弟同行の寄宿生活を義務づける教育であった。この教育方法は、塾風運動を経験したかつての自作上層農民にとって、農家子弟教育「最後の方策」として歓迎されたかもしれない。しかし、労働力の多投による「農民精神の作興」を思わせる教育のあり方は、その根元にある家族の人間関係が、単に夫婦・親子という家族共同体である以上に、「労働の関係からも所有の関係からも、家長の支配のもとにある」⁴¹⁾ 関係として、「働いて食っているけれども、働きは義務であり、食うことには恩をかんじなければならない」⁴²⁾ ものと同質のものと映り、戦後の民主主義が定着してきた一般社会の目には、異質の高校と見なされたのではないかと思われる。しかも、入学時に卒業後の就農を約束する「誓約書」を求めるやり方⁴³⁾ や入学条件を「自営条件を有し、卒業後農業自営者となるもので、志望確実と認められる者」⁴⁴⁾ とするような、生まれが農家という個人の能力とはまったく違う次元の「選ばれた」者を対象とする高校は、高校進学率が急速に上昇していく1960年代という時代の流れに逆行する動きであったことは間違いない。こうした入学時に特定の職業従事者の子弟であり、卒業後にはその特定の職業につくことを義務づけた「複線型」の高校が、国民の支持を得られなくなるのは当然の結果であった。高校と名がつく「普商工農」という身分制にも似た序列化に拍車をかけた一因が、農業高校の典型であった「自営者養成高校」の存在ではなかったか。そして、その結果は「学力」の不足した非農家子弟の入学という現象となったのである。

自営者養成農業高校が設置された時期は、「経営規模拡大の夢」が語られ、同時に農業技術が飛躍的にその質を変化させる時期であった。1965年以前（耕作用農業機械、とくに耕うん機・田植え機普及前）の農業生産過程の本質は、あくまで手工業的な単なる労働力の多投、『こつ』や『かん』の経験的技能の洗練化で貫かれていた。それに対し、高度経済成長期の農業技術の進歩は、それまでの労働力の多投、経験技術の洗練化の中に「科学技術の紋様を象眼するような」⁴⁵⁾ かたちでの増産とは異なって、栽培技術の体系を変え、生産技術が経営管理を直接に支配する「新たな知識と能

力を要求するものであった」⁵⁵⁾ にもかかわらず、細分化された科学技術の成果の「つまみ食い」的利用の思考から抜け出せない教育が農業高校を支配し続けたように思われる。近代的な大型機械のもとで行われる、細分化した専門の内容と生活指導の名のもとに「前近代的な」生活を拘束した「やる気をつくる」教育というのが自営者養成農業高校の特徴であろう。

浜田陽太郎は、自営者養成農業高校を「学校が職業訓練所に近づく方向で農業を考えるということは、あまりこのましいことではない」⁵⁶⁾ と批判していた。

(2) 学校における自営者養成の限界

職場ごとに分業制をとっている一つの工業分野の技術・職業訓練は、学校教育と企業内教育との違いがより鮮明である。山崎昌甫は、技術教育の構成を「技術の社会的性格ないし社会的構造」の視点からみて、企業内教育と学校教育の差異を説明している。これによると、技術教育を『できる』ことを追求する技能教育と、『わかる』ことを目的とする技術学とを統合、統一した教育機能であり教育分野である⁵⁷⁾としたうえで、まず、技術の社会的性格は、①生産、②生産管理、③生産の原理の応用研究、④生産の原理の研究の四つの層から構成され、①、②は技術の経済的、経営的領域であり、③、④は、技術の学問的、技術学ないし工学的領域であると説明している。そして、「技術の社会的構造は、①、②の経済的、経営的、③、④の学問的つまり技術学ないし工学的領域が、相互に規定し合って、一つの全体を構成していること。したがって、技術教育の社会的性格は、技術の法則性の追求を主題とする学校的なものと、技術の有効性をテコに生産性を高め、終極的には収益性の向上をめざす企業的教育訓練施設に代表されるものとに2分され」、学校的なものと企業の教育訓練施設的なものでは、4つの層の占める比重がそれぞれ異なっていると指摘している。すなわち、学校的な技術教育は「専門に関する学科あるいは教科の組織とその教育を担当し、それにかかわる専門的、学問的研究に従事する教育の組織との複合的組織のなかで個別的な目標を追求する教育」が行われ、企業的教育訓練施設では、「企業の構成員それぞれを、一定業務部門の特定の職務に縦断的に配置し、さらにその職務を横断的、階層的に区分した職位に位置づけて能力の發揮と職責の遂行を管理し、経営組織全体が同一の目的を実現するための管理された教育が行われる」ことになる。企業内の技術教育の課題、対象は、「それぞれの職務、職位に要請される管理教育の問題」であり、「学校などでは、とうてい研究、教育内容、対象にならない事柄の解決、解明が迫られ」ている。企業では、こうした教育訓練のなかの個々の職場教育担当者に、研究－教育－現場実践の三位一体的追求が役割として求められてくる⁵⁸⁾と解説していた。

学校教育と企業内教育との違いが、技術教育の社会的性格に由来する内容構成の違いであり、学校における教育が、生産の原理の研究に最大の比重をおいた技術の法則性の追求であることが分かる。

ところで、学校における職業訓練の限界について、桐原葆見は、「教育の場として学校では、職業教育に最も重要な職場社会体験を得るすべがない。学校でも集団作業は行われているが、それは

おおむね同位集団の共同作業であって、上下の系列のある組織のなかの機能集団ではないから、そこでは職場におけるような人間関係を体験することができない。また、職業的には必ず経営があるが、学校作業にはそれがない。したがってそこにおける製作の原価意識も時間観念も、職場の現実とはまったく異なったものである。これは、学校では経営の体験はできないということである。この職業社会体験と経営学習に欠けることは、現在の学校式職業教育のもつ致命的な弱点」⁵⁹⁾であることを指摘している。

日本の農業経営の特徴である、家族的農業経営は、定式化された教育訓練システムをもっているわけではなく、「家族関係をもつ生活」のなかで行われる。従って、多様なそれぞれの農家の経営形態に応じた能力開発・訓練が行われていくわけである。こうした個別的で具体的な訓練形態を学校教育という組織化された場で行えば、形式の模倣となつても、有効な能力開発にはならないことは、自営者養成農業高校の寄宿制度が破綻していったことからも明かである。

こうしてみると、「自営者養成」を標榜する農業高校の教育は、農業のあらゆる課題を抱えこまざるを得ず、逆にすべてが中途半端になっているように著者には見える。「自営者養成」に求められる教育訓練内容は、「農業自営者に要求される能力」で検討したように、各人の成長過程にそって、「生産過程の管理」「経常的資金の管理」「長期的財務管理」「財産管理」として機能する、とてもなく大きく、広い内容で、息の長い向上訓練が含まれていることを認識する必要がある。

たとえば、新規学卒者の就農率が非常に高い神奈川県三浦半島の事例では、県の農業試験場、農業改良普及所を足場に地域の農業青年を対象に就農期間の長さに応じた各種の研修や農業青年クラブの活動等、企業の向上訓練に相当する活動が月1度の割合で行われている報告⁶⁰⁾がある。こうした企業の向上訓練に相当する養成システムを就農者に保障することが求められている。これは企業における一つの職種での年次的に職位による経営管理への参画していくのと同じである。

社会的に「厳しい条件のなかにおかれた農業の世界に、プロとして身を投げるための知識と技術を修得する場として、いま高校教育は、はたして十全な教育課程といえるだろうか。」という疑問は当然のこととしておこる。「農業は一般サラリーマンよりもリスクも大きく、的確な技能と冷静な判断力と執のような忍耐力とを必要とする業種である。この意味では一般サラリーマン要員よりももっとぶ厚い理論武装すら必要」⁶¹⁾である。資本主義（最近では、市場経済なる用語が使われるが）社会では、農業といえども工業製品への依存度が大きく、封建社会の農村のような社会的に規制する制度がない以上、「産業資本の運動過程」に巻き込まれることは必至である。そうしたなかで、「産業資本の運動過程」を理解して経営能力を身につけることは、経営耕地規模の大小を問わず高校教育の範囲を越えるものと思われる。また、産業資本の運動過程は、農家の経験的な経営から理解されるものでなく、分析的能力を必要とするもので高等教育機関のレベルの教養を必要としているように思われる。

現代は、「百姓に学問はいらない」のではなく、「百姓こそ（経営のための）学問を必要としている」時代なのである。

まとめ 高校の農業教育の役割

農業後継者養成の問題は、本来、農政の問題である。その意味では、農業教育に活力を与えるものは、「一番根底のところで考えてみると、農業、農村における生産基盤と生活基盤の新たな復活・再生という手立てが講じられなければ、就農率、就農可能率をふくらませる決め手にはならない」⁶²⁾ わけである。しかしながら、農業高校の教育の抱える問題は、「産業に従事する人々の一人一人が、人間としての成長を根本とする教育を受けるというよりも、時の産業のあり方によって、どんな産業人が必要とされるかに支配されてきた」⁶³⁾ ことにも原因があり、自営者養成目的の農業教育はその典型であった。高校の農業教育関係者のほとんどは、「農業自営者養成」という目標を、内容にまで立ち入って吟味することなく、自明のこととして展開してきた。

戦後、新憲法で国民の基本的権利の一つとして保障された「職業選択の自由」は、高校の「農業自営者養成」の教育では念頭になかった。高山昭夫は、「『後継者対策』としての農業教育は、『農業』を職業として近代的に理解し」なかったと指摘したうえ、「長男は当然のこととして農業をやっている者であり、農業高校に入る者は、将来『農業をやる』という基本的な前提にもとづいており、教育実践の面での狭い枠組みが眞の教育的な営みを阻害した」と述べている。これは「職業選択の自由を含めて青年期教育の視点は後景に退き、できるだけ農業の内部にとじ込めようとの姿勢、外の世界と遮断しようと」⁶⁴⁾ する、戦前の農村の小学校教育の「農村にとじこめ、あきらめさせる」教育の延長線上にある教育であった。このような農業教育の姿勢を国民は敏感に感じとったのではないだろうか。

著者は高校の農業教育を否定するものではない。本稿は、高校進学率が約95%、高等教育機関への進学率が45%という現代の状況のなかで、農業自営者に求められる能力を分析すれば、高校教育が特定の狭い限定された職業の教育を担うことができるのであろうかという問題を提起をした。

これまで述べてきたように農業経営者は、家族経営であろうと、さらには「産業型自立経営」であろうと、経営者・技術者・労働者の三位一体化した能力を要求されてきた。

「農高でおおむね自営者としての教育はできている」⁶⁵⁾、「農業高校で個別経営の完成教育ができる」⁶⁶⁾ とする栽培ないし飼育技術の能力だけを対象とした「自営者養成」の教育観は、あまりに楽観的すぎる。なぜなら、現代の高度に発達した資本主義経済下では、たんに田畠を耕し、生産物を得るだけでは農業自営者の能力があるといえない。宮原誠一は、「せまい技能的農業教育は、農民の手による農業近代化への道にそわないばかりでなく、そもそも青年を農業にとどめることにいちばん役立たない」⁶⁷⁾ と注意を喚起していた。

資本主義社会のなかの農業経営能力は、「近代的な家族生活を含めて土地、労働力、資本の三範疇の経営的確立によるその拡大生産—資本の面からとらえた経営の蓄積・拡大を可能にする体系」⁶⁸⁾ を理解すること、すなわち「産業資本の運動過程」を理解して経営能力を身につけることこそ自営者の最も重要な能力となっている。こうした経営能力なければ、借金によって規模拡大をし

た経営が倒産に追い込まれる事例に端的に現れる^⑩のであって、さらに現代社会の「情報化」の進展は、自営農業経営者にもコンピュータを駆使して、経営管理する能力を求めてきている。

これまでの分析から農業高校の教育は、「農業自営者」の最も重要な能力である「経営能力」の養成にも踏み込めないこともまた認めるべきである。経営能力や幅広い教養を重視すれば、高校の学科を含めて「自営者養成」の教育目標は、高等教育機関ないし職業訓練施設にゆずり、長期の継続教育が保障できる機関に位置づけることである。できもしない「自営者養成」を掲げているために、卒業生の就農者数でもって教育の成果を問われる結果となっているのである。どんなに就農数の低下に心を痛め、農業後継者養成の緊急性に思いをかられても、「職業選択の自由」が定着した現代社会の中で、特定の職業能力を目標とする高校教育は国民に支持されないことも認識するべきである。

農業の多面的な機能を、国民の広い層に理解され、支持されるのでなければ、農家であろうとなかろうと農業後継者（担い手）はそだたない。「完成教育としての高校教育」のなかで農業教育は、国民教養としての農業教育へ転換をはかる道を探ることである。農業教育に欠けていたのは、教育を教育として考えることであり、「大事な人間形成期にかかるのだから、それにふさわしい内容を農業教育もまた持たなければならない」¹¹⁾のである。「農業の思想は、自然と人間との調和、人類と社会における農業の重要性など一般教育の問題として、次代のすべての国民に伝えていかなければならないのに、専門教育のひとつとして農業高校に閉じこめられたところに大きな問題」¹²⁾があったという指摘がある。この「専門教育のひとつとして農業高校に閉じこめられ」るに至ったキーワードこそが「農業自営者養成」であった。

後継者養成（担い手養成）を目的としない農業教育の目標はなにか。その教育内容はいかなるものであるか。「農業を継ぐ」ことを前提としない、国民的教養としての、職業選択のひとつとして提示される農業はどのような教育内容で構成されるのか。今、問われているのは、普通科ないし総合学科の教育の中で、高校生が「将来の進路を決定」させるために必要な農業に関する教養（技術・社会・歴史・政策・制度など）を農業教育として再構築することではないか。「総合」高校に関連して、宮原誠一が提起した「普通高校と職業高校とをともにご破算にして、農業をも含めていくとおりかのゆるやかな職業的傾斜をもち、一般技術教育ベースの生産労働の線を一本太くとおした」¹³⁾高等学校の現代的意味を再検討することも価値あると思われる。今後の課題としたい。

注および引用文献

1) 基幹的農業従事者とは、農業世帯員のうち16歳以上60歳未満の男子で、自家農業従事日数が年間150日以上の者を農業統計上の男子基幹農業専従者と規定している（農業と経済編集委員会・第団法人富民協会編「図でみる昭和農業史」富民協会 1991 p.58）。基幹的農業従事者という場合は、女子を含めた概念である。

2) 高橋正郎「総論」 高橋正郎編著『日本農業の展開構造』1992 p.5

- 3) 日教組の教育制度検討委員会は、「戦後ながら、高校農業教育は、農業後継者養成を中心とし、それに農業関連産業の中核的労働者の養成、農家主婦養成を加えた目標を設定してきた。」(p. 152)として平成元年の高校学習指導要領の改訂では「主体的な農業生産者を育てる農業教育を放棄」したと批判している。そして、国民的教養として農業に関する教育内容を定着発展させると同時に「農業生産者のための専門教育を農業高校で充実発展させることが国民的課題である」とあくまでも農業後継者教育を堅持することを表明している。(教育課程検討委員会編「すべての高校生に学ぶ喜びを」 日本教職員組合 1989 p.160)
- 4) 本稿では、農業高校という場合には、農業に関する学科のみを設置している高校（単独校）を指すこととする。したがって、農業に関する学科を置く高校で普通科あるいは職業（専門）に関する学科を併置している高等学校を含んではいない。
- 5) 浜田陽太郎「近代農民教育の系譜」 東洋館出版社 1973 p.147
- 6) 総務庁行政監察局「産業教育の現状と問題点」 1994年 p.3. この勧告のなかの（説明）はかなり強引な説明がなされている。全国の中核農家数と自営者養成学科の定員の推移を表にして同率で減少していないと説明している (p.35) が、中核農家と自営者養成学科とは本来何ら関係はない。農業政策が学校教育に反映しなければならないという前提をおいたとしても、農業政策の中核農家として維持されるべき戸数（および就業人口）との関係なしに、自営者養成学科の推移を論じることはできない。「農家らしい農家」という意味での中核農家の減少は、農業生産主体の弱体化を意味しているわけで、自営者養成学科の減少が少ないというのは、弱体化に合わせよ（産業政策に教育をあわせよ）と述べているに過ぎないことになる。
- 7) 文部省編「新しい時代に対応する教育改革 第14期中央教育審議会答申」 文部時報臨時増刊 平成3年第1373号
- 8) 文部省中学校課・高等学校課編集 中等教育資料 平成5年6月臨時増刊 No.618
- 9) 総合学科をもつ高校を「総合」高校とする。ここでは、戦後教育改革期に実施された総合制、いわゆる総合制高校と区別して表現する。
- 10) 宮原誠一は1970年に高校教育と「職業選択の自由」について総論として触れていた。「進路をわけること」『宮原誠一教育論集』第三巻 国土社 1977 p.p.283-285
- 11) はからずも文部省職業教育課長河野石根（当時）は「農業教育に極めて特徴的なのは、教育そのものよりも農業そのものに内在する問題が教育面に反映してくるという点である。」と述べていた。（河野石根 「農業教育の現状と問題」 農政ジャーナリストの会『問われる農業教育』 農林統計協会 1979 p.19）
- 12) 農林水産省統計情報部「平成5年 新規青年就農者等緊急調査報告」 1994 p.6
- 13) 農林水産省 「平成6年度農業の動向に関する年次報告」『図説 農業白書 平成6年度 農林統計協会』 1995 p.184
- 14) 前掲書 13) p.186

- 15) 笛木昭「日本農業の担い手と土地」 富民協会 1994 p.17
- 16) 前掲書13) p.187
- 17) 労働省「新規学卒者の労働観・余暇観」 大蔵省印刷局 1989
- 18) 西山泰夫「農業教育の変遷と今後の課題」 農政ジャーナリストの会『問われる農業教育』 農林統計協会 1979 p.44
- 19) 中野哲二「農業教育の現状とその考察」 高文堂出版社 1989 p.76
- 20) 内山政照「現代日本農村の社会問題」 筑波書房 1990 p.142
- 21) 浜田陽太郎「第1章 我が国農業教育の歴史的展開」 農林統計協会編『農業教育問題』 農林統計協会 1977 p.13
- 22) 折原俊二郎 「第2部 文献解題 17) 川俣茂『農業後継者の教育』 筑波書房」 農林統計協会編『農業教育問題』 1987 p.102) 本稿の内容にも大きな影響をもつ川俣茂「農業後継者の教育」(筑波書房)にあたるべきであるが、出版社に問い合わせたところすでに品切れとなってしまっており、近隣の図書館等でも検索したが入手できなかった。該当部分については「農業教育問題」(農林統計協会編)から引用した。
- 23) 七戸長生「日本農業の経営問題」 北海道大学出版会 1988 p.p.22-23
- 24) 井野隆一・田代洋一『農業問題入門』 大月書店 1992年 農地所有の性格については、p.35、家族制度と相続に関しては、p.p.181-186
- 25) 農林水産省 「新しい食料・農業・農村政策の方向」 1992年6月
- 26) 信岡誠治「若者が見放す産業に未来はない」 農政ジャーナリストの会編『農業担い手の将来像』 1995 p.6)
- 27) 浜田陽太郎 前掲書5) p.143
- 28) 七戸長生 前掲書23) p.272
- 29) 尾高邦雄「職業の倫理」 中央公論社 1970 p.73
- 30) 尾高邦雄 前掲書29) p.75
- 31) 尾高邦雄 前掲書29) p.79
- 32) 七戸長生 前掲書23) p.273
- 33) 大田亮「日本の農村と教育」 国土社 1957 p.166
- 34) 農政調査委員会編「農業構造の変化と多様な担い手(1)」『日本の農業 あすへの歩み 183』 1992 p.4
- 35) 利谷信義「労働力流出と農業後継者」 近藤康男編『変貌する農村』 御茶の水書房 1965 p.44
- 36) 利谷信義 前掲書35) p.44
- 37) 秋山利良「八ヶ岳中央農業実践大学の農業後継者教育」 農村更生協会編 農業教育の課題 信山社 1989 p.65
- 38) 吉岡金市「農業労働の技術学」 有斐閣 1952 p.12

- 39) 七戸長生 前掲書23) p.278
- 40) 七戸長生 前掲書23) p.283
- 41) 小山義夫「総説」『農業教育問題』 農林統計協会 1987 p.8
- 42) 笛木昭 前掲書15) p.94
- 43) 笛木昭 前掲書15) p.p.95-98
- 44) 小川太郎「労働」『講座 現代倫理 8 人間形成』 筑摩書房 1958
- 45) 文部省編『産業教育百年史』 ぎょうせい 1986 p.333
- 46) 高山昭夫「日本農業教育史」 農山漁村文化協会 1981 p.362
- 47) 佐々木輝雄「第二編 高等学校制度改革の課題」『佐々木享輝雄著作集職業教育論集 第二巻』 多摩出版 1987 p.427
- 48) 佐々木輝雄 前掲書47) p.422
- 49) 農林漁業基本問題調査会答申「農業の基本問題と基本対策」 1960年5月
- 50) 小川太郎 前掲書44) p.209
- 51) 小川太郎 前掲書44) p.210
- 52) 長須祥行「農業高校」 1984 三一書房 p.p.89-90
- 53) 中野哲二 前掲書19) p.86
- 54) 大田亮 前掲書33) p.p.150-151
- 55) 浜田陽太郎「第四編 農業教育」『日本近代教育百年史 第十巻』 国立教育研究所 1973
p.p.789-790
- 56) 浜田陽太郎 前掲書5) p.145
- 57) 山崎昌甫「二 学校・学級の生産活動と社会的生産労働の組織と管理」 竹内常一編『講座日本の学力 8 身体／技術』 日本標準 1979 p.430
- 58) 山崎昌甫「技術教育における教師の研修」 看護展望 Vol.8 No.11 メディカルフレンド社 1983 p.34
- 59) 桐原葆見「第一章 序説」 桐原葆見・永丘智郎編『職場教育』 東洋経済新報社 1961
p.p.1-2
- 60) 第53回日本農業教育学会シンポジウム講演資料 佐藤紀男「神奈川県三浦半島における農業と後継者」 佐藤氏は、講演のなかで本文中の研修の概要を説明した。
- 61) 鈴木俊彦「農業教育が抱える問題点」 農政ジャーナリストの会『問われる農業教育』 農林統計協会 1979 p.17
- 62) 千野陽一「農業教育の再構築の方向」 農政ジャーナリストの会『問われる農業教育』 農林統計協会 1979 p.120
- 63) 浜田陽太郎 前掲書21) p.11
- 64) 高山昭夫 前掲書46) p.426

- 65) 鈴木俊彦 前掲書61) p.11
- 66) 石川武男 「岩手大学における農民教育」 農政ジャーナリストの会 『問われる農業教育』 農林統計協会 1979 p.116
- 67) 宮原誠一「農村の近代化と青年の教育」『宮原誠一教育論集 第三巻』 国土者 1977 p.187
- 68) 笛木昭 前掲書15) p.95
- 69) 薄井清 「負債整理と農協」 農耕と園芸 1995年3月号 誠文堂新光社 p.246
- 70) 小松光一 「農村中堅青年の養成に求められるもの」 農政ジャーナリストの会 『問われる農業教育』 農林統計協会 1979 p.50
- 71) 松本重男 「人間性回復時代の農業教育理念」 全国農業高等学校長協会編 『農業教育百年記念誌』 筑波書房 1983 p.74
- 72) 宮原誠一 前掲書67) p.p.186-187